

■第359回食品安全委員会

日時：平成22年12月9日（木）14：00～14：45

傍聴者：4名

議事概要：

（１）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物

1) 2-エチル-6-メチルピラジン

- ・厚生労働省から説明。
- ・本件について添加物専門調査会において審議することとなった。

＊添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」は、2-エチル-6-メチルピラジンと2-エチル-5-メチルピラジンの混合物です。

2-エチル-6-メチルピラジン及び2-エチル-5-メチルピラジンは、ポテトチップス、麦芽等の食品中に存在し、また、豚肉等の加熱調理及びカシューナッツ、ココナッツ、コーヒー等の焙煎により生成する成分です。添加物「2-エチル-6-メチルピラジン」は欧米では、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、清涼飲料、肉製品など様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

1) 「セデカマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の見上委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- ＊抗生物質で、豚用の飼料添加物や動物用医薬品として使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt・Cry34／35Ab1 Event DAS-59122-7系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した8品種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

＊安全性評価が終了しているトウモロコシ5品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

（４）食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成22年8月実施）の結果について

- ・事務局から報告。

（５）食品安全委員会の11月の運営について

- ・事務局から報告。